

令和6年4月30日

6ス戦事第220号

（目的）

第1 本事業は、企業等が資金調達等を目的として有価証券や不動産等を裏付けに分散型台帳技術（典型的にはブロックチェーン）を活用して発行する有価証券等（以下「セキュリティトークン」という。）について、発行体及び投資家に対して高い付加価値を創出する先進的な取組の実装を支援することで、セキュリティトークンの健全な市場形成とユースケース創出を実現し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させるとともに、サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブとしての東京の魅力を高めていくことを目的に実施する。

（重点分野）

第2 次の各号に掲げるものを本事業の重点分野とする。

- （1）イノベーション創出・社会課題解決に対する個人の新たな投資機会の提供
- （2）デジタル技術を駆使して個人に新たな投資体験を提供するもの

（用語の定義）

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）セキュリティトークン

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利であって、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下「財産的価値」という。）に表示されるもの、又は不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利であって財産的価値に表示されるもの。

（2）スタートアップ

革新的な技術やビジネスモデル等に基づいて新たな市場開拓を行い、新しい価値の提供や社会課題の解決を目指す、本補助金の応募時点で設立10年未満の未上場企業。ただし、大企業が実質的に経営に参画している場合は除く。

（補助対象事業）

第4 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、金融商品取引法や不動産特定共同事業法等の規定を順守した上で、発行体及び投資家に対して高い付加価値を創出するためにセキュリティトークンの発行を行う取組であって、原則として、令和7年3月31日までに払込金額等の払込みが完了するものをいう。

（補助対象事業者）

第5 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は次の要件を全て満たす者とする。

- （1）セキュリティトークンを発行する事業者であって、発行に当たり金融商品取引業や不動産特定共同事業法等の免許・許可・登録等が必要な場合においては、当該免許・許可を受け又は登録等を行っている

者。

- (2) 東京都内に登記簿上の本店又は支店があること。
- (3) 補助対象事業について、同一年度内に国や他自治体（東京都の他部署を含む。）からの委託や助成を受けていないこと。
- (4) 補助対象事業の概要の公表等を通じて、都が行う本事業の広報活動に協力できる事業者であること。
- (5) 法令等又は公序良俗に反していない、若しくは反するおそれがないこと。
- (6) 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に係る更生手続の申立や民事再生法（平成11年法律第225号）に係る再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (8) 東京都（以下「都」という。）からの指名停止措置を講じられているものではないこと。
- (9) 税金の滞納をしていないこと。
- (10) 過去の業務その他の事情において、都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

（補助対象経費）

第6 本補助金の交付対象となる経費は、第4に規定する補助対象事業に要する経費で、以下の経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、都が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、消費税及び地方消費税相当額、官公署に支払う費用等、サービスの提供の対価に該当しない経費並びに他の公的補助金又は助成金の対象経費とされたものは除く。

（1）プラットフォーム利用料

セキュリティトークンの発行、移転及び償却等を管理するプラットフォームの利用及びプラットフォーム上の記録の書換え等の事務を当該プラットフォーム提供事業者等に委託する場合にはその委託に要する経費。

（2）専門家等への相談経費

金融商品取引業者等や専門家（弁護士・行政書士・税理士等）から金融商品取引法や不動産特定共同事業法等の規定を順守した形で補助対象事業を実施するに当たって必要となる助言やコンサルティングを受ける際に要する経費。

（3）システム開発経費

先進的なセキュリティトークンを発行するに当たって必要となるシステム開発（仕様書等において実施内容を具体的に指示できるものに限る。）を外部の事業者等に依頼する際に要する経費。なお、当該システムの活用を通じて、発行体及び投資家に対して高い付加価値（例：裏付け資産の多様化、非金銭リターンの提供、顧客との関係強化、資金決済の高度化など）を創出できるものに限る。

- 2 前項の経費は、第10に規定する交付決定の日から令和7年3月31日までに契約、利用又はサービスの提供、対価の支払が完了した費用を対象とする。

（補助金額）

第7 補助対象事業1件当たり補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助対象事業者がスタートアップの場合、補助対象事業1件当たり補助対象経費の3分の2以内とする。

- 2 補助金額は500万円を上限とする。ただし、別に定める審査会に諮った上、第2に規定する重点分野に該当する案件と都が認める場合は750万円を上限とする。

- 3 第2項の規定に関わらず、令和5年度に都が実施した「デジタル証券（セキュリティトークン）発行支援

事業補助金」の交付を受けた者（以下「令和５年度補助対象者」という。）が本事業に応募し採択された場合は、３００万円を上限とする。

４ 算出された額に１千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第８ 本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、以下の書類を都に提出し、本補助金の交付を申請するものとする。

- （１）交付申請書（第１号様式）
- （２）事業概要書（第２号様式）
- （３）実施計画書（第２号様式 別紙）
- （４）宣誓書（第３号様式）
- （５）補助対象事業者の所在地、代表者を確認できる資料
- （６）補助対象事業者が使用する印鑑等が真正であることを確認できる資料
- （７）補助申請額の根拠となる資料
- （８）その他、都が必要と認めるもの

（補助対象事業の選定）

第９ 都知事（以下「知事」という。）は、補助対象事業者を公募し、別に定める審査会に諮った上、特に優れた案件を選定する。

（補助金の交付決定）

第１０ 都は、第９の規定により選定した補助対象事業者に対して交付決定を行い、速やかに交付決定通知書（第４号様式）により、補助金交付決定額その他必要な事項を交付申請者へ通知する。なお、補助金申請額と交付決定額とが異なる場合がある。

- ２ 審査内容については公表しない。また審査結果については後日通知するが、異議の申立は認めない。
- ３ 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告を受け、最終的な補助金額を確定する。
- ４ 交付決定に当たり、必要に応じて条件を付す場合がある。
- ５ 補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（第５号様式）により補助金の交付申請を行った補助対象事業者へ通知する。

（申請の撤回）

第１１ 交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。

- ２ 補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回する場合は、第１０に定める交付決定通知書が交付された日から１４日以内に交付申請撤回書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し）

第１２ 知事は、交付決定を行った場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができ

る。ただし、交付決定の内容のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 前項の規定による交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続することが不可となった場合に限る。
- 3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - (1) 事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(計画変更等の承認)

- 第13 補助対象者は、交付決定を受けた内容を変更して実施しようとするときは、あらかじめ都に報告を行い、都が必要と認める場合は、変更承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、計画変更に伴う交付決定額の変更は、第9第1項に定める交付決定額の範囲内で行う。
- 2 前項の変更承認申請に伴い、補助対象経費の支払に関する契約変更等を行う場合、変更契約等に関する知事の承認を受けた後に実施すること。
 - 3 知事は、前項の承認に際して必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。
 - 4 補助対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由（中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。）を記載した事業中止・廃止申請書（第8号様式）を知事に提出して、あらかじめその承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅滞等の報告)

- 第14 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないことが見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延（事故）報告書（第9号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業状況の報告)

- 第15 知事は、補助対象事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助対象者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(事業の遂行命令等)

- 第16 知事は、補助対象者がこの要綱に規定する内容、交付決定の内容又はこれに付した条件に従い事業を遂行していないと認める場合は、補助対象者に対し、これらに従って事業を遂行させるための措置を講じることができる。
- 2 知事は、補助対象者に対し、前項の規定による措置を講じたのにも関わらず、事業遂行の見込みがないと認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(実績報告及び事業報告)

- 第17 補助対象者がセキュリティトークンの発行に当たり、有価証券届出書等の法定開示書類（当該法定開示書類の変更や訂正に係る書類を提出した場合はこの写しを含む。）を提出したときは、速やかに都に対しても当該書類の写しを送付しなければならない。なお、当該書類の提出が法的に免除又は不要となる場合、セキュリティトークンの募集又は私募を開始したことを証するものとして知事が必要と認めた書類の写しを都

に提出しなければならない。その後、補助対象者は実績報告書（第 10 号様式）及び次の各号に掲げる書類が整い次第、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が「プラットフォーム利用料」である場合、利用したプラットフォームの利用料、利用期間、支払条件等が記載された資料。プラットフォーム上の記録の書換え等の事務を委託した場合には委託に関する契約内容（委託料、委託期間、支払条件等）が記載された資料及び支払の事実を確認できる資料。
- (2) 補助対象経費が「専門家等への相談経費」である場合、専門家等との契約内容（依頼内容、請求金額、支払条件等）が記載された資料及び支払の事実を確認できる資料。
- (3) 補助対象経費が「システム開発経費」である場合、委託に関する契約内容（委託料、委託期間、支払条件等）が記載された資料及び支払の事実を確認できる資料。
- (4) その他、都が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第 18 知事は、第 17 の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第 11 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第 19 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、支払金口座情報登録依頼書及び請求書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 20 知事は、交付を受けた者が次の各号に掲げる事項に該当した場合、交付を受けた者に対して交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年都条例第 54 号）に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき
- (5) 補助対象事業に基づき発行しようとするセキュリティトークンについて、投資家からの投資資金の払い込みにまで至らず、セキュリティトークンの発行ができなかった場合。
- (6) 都が補助対象事業として不適切と判断したとき

2 前項の規定は交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。

3 第 1 項の規定に基づき取消を決定した場合は、交付決定取消通知書（第 13 号様式）により交付を受けた者へ通知する。

(補助金の返還)

第 21 補助金の交付を受けた者は、第 20 の規定により交付決定を取り消された場合、交付された補助金を都

へ返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

2 補助金の返還に係る事項は、知事が返還請求書（第14号様式）により通知する。

（違約加算金及び延滞金）

第22 知事が、第21の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の交付を受けた者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）に付き、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、知事が取消しに至る事由においてやむを得ないと認める場合は、違約加算金を免除することができる。

2 第21の規定により補助金の返還を命じられた者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に付き年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金及び延滞金の計算）

第23 第22第1項の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、補助金の返還を命じられた者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 第22第2項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（立入調査等）

第24 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に、補助対象者の拠点等に立ち入り、その業務活動等について、必要な調査又は質問を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、補助対象者より請求があるときは、これを提示しなければならない。

（補助対象事業の経理）

第25 補助対象者は、補助金に係る経理について補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（補助内容等の公表）

第26 知事は、必要があると認めるときは、補助対象者の名称、代表者名、補助内容等を公表することができるものとする。

（その他）

第27 この要綱及び別に定める募集要領のほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付

規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和３７年１２月
１１日付財主調発第２０号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和６年４月３０日から適用する。